

- 1 開催日時 平成20年1月9日(水)
午後2時30分～午後4時30分
- 2 開催場所 秋田県総合庁舎4階第2会議室
- 3 出席委員 片野部会長、近藤正委員、齋藤恵美委員、佐藤敦委員、杉本八十治委員、
田中宏樹委員、西村敦子委員、羽田守夫委員、福井孝委員代理佐々木透氏、
保科武毅委員
県：加藤生活環境文化部長、佐藤生活環境文化部次長、
桑原生活環境文化部参事兼環境あきた創造課長、
佐々木環境あきた創造課環境管理室長、
菅原環境あきた創造課八郎湖環境対策室長、ほか関係職員

4 議 事

諮問事項

- (1) 大瀧村の流出水対策地区指定について

報告事項

- (1) 八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第1期)(案)について
- (2) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準(案)について

5 質疑(意見)の概要

【諮問事項「大瀧村の流出水対策地区指定について」】

委員

水田の排出負荷量は、COD、全窒素、全りんとも大瀧村がそれぞれ約半分を占めておりますが、なぜ今、大瀧村だけを指定するのか教えてください。

県

大瀧村は、一番の加害者であり一番の被害者であるという認識が高いです。実施が可能でないところを指定しても意味がありませんので、そういう点で実施可能な大瀧村から進めすこととしました。指定については、大瀧村の農家の方々からも理解を得ており、大瀧村からも文書で流出水対策地区について同意をいただいております。

委員

指定の理由の「農業用水の循環利用により」というところですが、私は、指定の理由にするものではないのではないかと考えております。

どちらかという和最下流にある大潟村が、水田の浄化機能を発揮して浄化できている部分もあるわけです。この循環利用は、むしろ水田の水質浄化機能を果たしてもらうという意味で、ここで悪者にしてしまうと、なかなか良い方向に向いていかない可能性があるものですから、指摘させていただければと思います。

委員

私は、用排水とすれば、循環利用との表現はこのままでいいと思います。

現実に見ると、汚濁負荷であるというのは明らかです。農業用排水の循環利用がなかったら八郎湖はあれほど汚れないはずです。

委員

私は、大潟村として何度も水を利用して、それで汚濁負荷が高まっているというのも確かなことですし、農地で入ってきた水が浄化されるということも大きいですから、循環利用はいい面、悪い面、どちらも含みますので、繰り返し使う回数が増えるために負荷が高まるという意味合いを持たせることができればいいのではないかと考えています。

委員

私は循環でいいと思います。年間を通して流入を繰り返すのであれば別ですが、春の一時期だけ使い回しし、その後は、循環しませんので、水に負荷かけるのは、ほとんどが春先の循環利用の時だと思っています。

委員

循環利用といっても、いろんな解釈があるわけで、実態に合わせた表現が誤解が少なく、いいのではないかと考えています。

委員

対策として循環利用をやめるのであれば書けばいいし、もしそうでなければ削除した方がいいのではないのでしょうか。

県

大潟村の負荷が大きいこと、そして、大潟村は、専門的に農業をやられている方が多く、意識も高く対策を実施していけるということが、今回、大潟村を指定する理由です。指定理由の「土壌の特性」のところについては委員の方々も同意されているかと思います。「農業用水の循環利用」については、若干意見の食い違いがあることから、その部分は今回削らせていただいて、これについてはいろいろご意見があるということで、引き続き検討をさせていただければと思います。

【「報告事項の（１）八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第１期）（案）について」】

委員

方上地区自然浄化や農地対策などによる削減目標、数値目標があった方がいいのではと思いますが、如何でしょうか。

県

方上地区の自然浄化施設は、今後、滞留時間を変えたり、水深を変えたりと試験を行い、何が最適なのかデータを取り、効果の検討を行うこととしております。農地対策などの削減効果などについて、今後精査して、数値を示して説明していきたいと考えております。

委員

計画を作成するに当たって、当部会はどういう位置づけになるのかお伺いします。

県

この計画案を我々は策定しているわけですが、この委員会に前回、計画案を諮問させて頂き、今回は、途中経過でこれを報告させていただきまして、一方で私どもこれから国の方と事前協議に入りたいと思っています。ある程度かたまったものを持ちまして、来月上旬になりますが、またこの審議会を開いていただきまして、最終的に答申をいただいて、答申をいただいたものを今度、県が国の方に正式に提出するという手続きをとりますので、

まずこの審議会をもっている意見をいただいて、反映できるものは反映するというこ
とで進めさせていただきます。

【「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準（案）
について」】

質疑（意見）等なし